

## **輸出国事前調査について** **(オランダ王国)**

### 1. 調査期間等

- (1) 時期: 2013 年 11 月
- (2) 内容: オランダにおける食品衛生管理体制の制度調査
- (3) 対象: オランダ食品消費者製品安全庁(NVWA)、その他関連団体

### 2. 調査結果(概要)

#### (1) オランダ王国政府の組織構造及び所掌業務

オランダで食品・飼料安全、動物福祉、植物の健康に関与する主な省は経済省(MEA)、健康・福祉・スポーツ省(VWS)である。また、それらの省庁の下には、政策を実施するオランダ食品消費者製品安全庁(NVWA)が、NVWA の下には各々自治権を持つオランダ乳製品管理局(COKZ)、品質管理機関(KCB)等の機関がある。他にも、NVWA 飼料食品安全研究所等の研究機関がある。

食品・飼料安全、動物の健康・福祉、植物の健康に関係する機関で働く職員は、総勢 4,190 名である。

#### ① 経済省(MEA: Ministry of Economic Affairs)

経済省は、長期政策展開、政策実施・管理に責任を負う理事会によって支えられている。理事会は理事長と5人の長官、NVWAの監察長官によって構成されている。食品・飼料安全、動物の健康・福祉、植物の健康に関連する政策決定、法の施行を行う主な部局は、食品局、動物の健康・福祉・消費者政策局、農業局、アグリビジネス局、水産局、法務局である。土地・水資源管理行政機関、オランダ食品消費者製品安全庁(NVWA)、国家規制機関の3機関が政策を実施している。

#### ② 健康・福祉・スポーツ省(VWS)

VWSはNVWAの消費者健康保護活動に責任を負っている。また、協議による食品安全法律のほとんどを必要に応じてMEA、NVWAと共に制定している。NVWAの3分の1の予算を担っている。

#### ③ オランダ食品消費者製品安全庁(NVWA)

MEAとVWSの下に存在する独立機関であり、行政責任はMEAの下にあるが、行政的な機能としてはMEAとVWSの両省の下で機能している。NVWAは動植物の健康、動物福祉及び食品・消費者製品の安全を守っている。一次生産物に関する規制を検証し、生原料から加工段階、最終製品の製造及び消費までの生産チェーン全体を監視している。

#### ④ オランダ乳製品管理局(COKZ)

オランダ乳製品管理局(COKZ)はオランダ食品消費者製品安全庁(NVWA)

の責任下にあり、乳製品、卵を管理している自治権を持つセクターである。NVWA は COKZ の年次計画を承認し、COKZ で実施される全ての検査結果を受け取る。

#### ⑤NVWA 飼料食品安全研究所

NVWA 飼料食品安全研究所は NVWA の持つヴァーヘニンゲンに位置する研究所で、食品安全管理のための所定の微生物・化学物質分析を行っている。NVWA 飼料食品安全研究所は130人のフルタイム職員がおり、7つのチームに分かれている。うち3チームは微生物を扱い、残りの4チームは化学物質を扱っている。NVWA 飼料食品安全研究所は、NVWA の全ての課の検査を行っている。

### (2) 主な食品衛生関連法規

以前はオランダ独自の法制度が用いられていたものの、現在は廃止され全て EU 法を元に規制がなされている。

- ① Regulation(EC) 178/2002: General principles (一般食品法規則)
- ② Regulation(EC) 852/2004: Food hygiene (一般食品衛生規則)
- ③ Regulation(EC) 853/2004: Hygiene of products of animal origin (動物起源食品特別衛生規則)
- ④ Regulation(EC) 2073/2005: Microbiological criteria (微生物学的基準)
- ⑤ Regulation(EC) 882/2004: Official controls (公的統制規則 (Art 15→非動物由来飼料ならびに食品の公的管理))
- ⑥ Regulation(EC) 854/2004: Official controls on products of animal origin (動物起源食品特別公的統率規則)
- ⑦ Regulation (EC) 669/2009: Official controls on imports of certain feed and food of non-animal origin (非動物由来の飼料及び食品の輸入に関する公的な監視の法律)
- ⑧ Regulation (EU) 961/2011: Imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station (福島県で起きた原発事故の後、日本で生産され、日本から荷送された飼料及び食品の輸入を管理するための特別な条件を課している法律)
- ⑨ Regulation(EC) NO 396/2005: Maximum residue levels of pesticides in or on food and feed of plant and animal origin (植物や動物由来の食品と飼料における農薬の最大残留値)

### (3)オランダ王国における食品衛生管理

#### ①オランダ食品消費者製品安全庁(NVWA)による管理

NVWA は、動植物の健康、動物福祉、食品と消費者の安全を守る行政機関であり、監視・リスク評価・リスクコミュニケーションの3つを実施している。また、その他にも動物福祉や疾病管理に関する事件などの危機管理や MEA や VWS に対する政策立案の助言も行なっている。他省庁と連携をとり、国際的な窓口としても機能する重要な役割を担っている。NVWA は中央集権化構造をしており地方自治体との関連はないが、多数の事務局を持ち、地方での施策実行が可能となっている。

NVWA は5つの課(消費者サービス課、獣医・輸入課、農業・自然課、消費者・安全課、犯罪調査課)と人事局、リスク評価・研究事務局の7つに分かれている。組織は総括監察官により率いられ、総括監察官が全責任を負い、それを副総括監察官が補佐する。獣医・輸入課、農業・自然課、消費者・安全課の3つの課は主席検査官によって、その他は課長が各々統括している。上記3つの課が主に政策の実施を行い、食品安全、動物福祉、動物飼料、植物の健康、製品安全、環境政策、EU 農業政策に関する監視を行なっている。また、これら動植物の監視として輸出入、検査、証明書、承認等も確認している。

#### ②輸入食品衛生管理

##### A) 輸入食品検疫体制

輸入食品については、検疫所にて検査を行い、検査の結果によっては通関も禁止される。

検査には、書類検査、内容確認検査、実物検査がある。輸入食品検疫を行う職員は 85 名。輸入届出に関する書類検査についてはその一部を税関の職員が行うが、その他の検査については、輸入食品検疫を担当する職員が実施する。

書類検査においては、リストアップされている毒性物質に該当が無いかの確認などが行われる。

輸入食品検疫時には輸出国との取り決めで定められている輸出国の輸出許可証が必要となり、許可証の有無や正しく記載されているかが確認される。内容確認検査においては、申告されている貨物と実際に入っている貨物に相違がないか、コンテナや包装にあるシール等が確認される。

実物検査(サンプリング検査)においては、貨物をサンプリングし、NVWA の研究所において残留農薬、動物用医薬品や重金属などの理化学検査やサルモネラやリステリアなどの病原微生物などの検査が実施される。

##### B) 輸入食品のサンプリングと検査

サンプリングは Amsterdam(空港)、Maastricht(空港)、Rotterdam(港)の 3カ

所で実施され、NVWA 飼料食品安全研究所で検査される。効率や費用面が考慮され、1992 年にこの 3 カ所が定められ、これ以上場所を増やす予定はない。

#### C) 違反発生時

違反品の国内流通は禁止されている。製品が違反となった場合は業者が責任をもって廃棄、積み戻し(EU 域外に)等の処置を講じなければならない。業者の対応措置は当局によって確認され、問題がない場合は許可される。違反品が出回った場合は業者が回収しなければならない。General principles(一般食品法規則)では、24 時間以内に違反品の流通を禁止し、危険を回避するための法律執行が可能とされている。NVWA のホームページには前年の検査対象の食品、違反品を掲載している。

### ③日本向け輸出食品の衛生管理

#### A) 農産物

農場における出荷前の製品検査は、NVWA の検査官によって実施される。検査官は農薬の使用の有無や EU 法で定められた農薬使用量、残留農薬値、適正な農薬の使用方法について記録を確認する。製品検査は製品のうちからランダムに選ばれたものについて行われる。農薬の検出値が高い場合は、NVWA にて実地研修等を行うこともある。その後、農場から仕入れられた農産物は貿易組合へ渡り、貿易組合の倉庫では国の機関である品質管理サービス(KCB)の検査官による検査が行われる。

#### B) 酪農製品

牧場では定期的に牧場管理者と NVWA の獣医師により投薬の管理、記録、確認がなされる。牧場管理者は牛乳に含まれる抗生物質の有無を確認している。動物に関しては NVWA の検査官が、環境や牛乳の保管温度に関してはオランダ乳製品管理局(COKZ)の検査官が牧場へとモニタリングチェックに訪れる。牛乳の集荷の際は NVWA の獣医師が各牧場を周り、3-4 牧場分の牛乳を一つのミルクタンカーに集荷する。ミルクタンカーは集荷した牛乳を集め、酪農製品として加工する工場へ集められ、ミルクタンカーから工場の大きなタンクへ移される際に抗生物質の簡易検査を行う。陽性であった場合はミルクタンカーの牛乳は処分される。獣医師はサンプリングの専門家として雇われており、牛乳の集荷の際には COKZ の乳の検査機関である乳管理局(MCS)に採取した牛乳をサンプリングとして送付する。サンプル容器には各牧場の情報が記録された電子チップがついている。MCS に送られた牛乳は検査され、抗生物質の有無、細菌数、体細胞数、成分等が確認され、問題がないようであれば酪農製品工場にて受け入れられる。

(6) 参考法令 (URL リンク)

- European Hygiene Legislation (EU 法)

[http://ec.europa.eu/food/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/index_en.htm)

- Regulation(EC) 178/2002: General principles (一般食品法規則)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:031:0001:0024:EN:PDF>

- Regulation(EC) 852/2004: Food hygiene (食品衛生の法律)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2004R0852:20090420:EN:PDF>

- Regulation(EC) 853/2004: Hygiene of products of animal origin (動物由来食品の法律)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2004R0853:20100101:EN:PDF>

- Regulation(EC) 2073/2005: Microbiological criteria (微生物学的基準)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2005R2073:20100519:EN:PDF>

- Regulation(EC) 882/2004: Official controles (公的な監視の法律)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2004R0882:20090807:EN:PDF>

- Regulation(EC) 854/2004: Official controles on products of animal origin (動物由来食品の公的な監視の法律)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2004R0854:20091101:EN:PDF>

- Regulation (EC) No 669/2009 (非動物由来の飼料及び食品の輸入に関する公的な監視の法律)

<http://new.eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32009R0669&from=EN>

- Regulation (EU) No 961/2011 (福島県で起きた原発事故の後、日本で生産され、日本から荷送された飼料及び食品の輸入を管理するための特別な条件を課している法律)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:252:0010:0015:EN:PDF>

- Regulation (EC) NO 396/2005 (植物や動物由来の食品と飼料における農薬の最大残留値)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2005:070:0001:0016:EN:PDF>

- ・EUR-lex (EU 法検索サイト) <http://eur-lex.europa.eu/en/index.htm>
- ・MANCP(国家管理計画)  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:296:0001:0058:EN:PDF>

以上